



## 【役員等名簿 記載要領】

### 1. 「役員等名簿」下の区分

#### (1) 「 変更届」について

役員等名簿（以下、名簿）は、役員等に変更が生じた場合にも再度提出が必要です。再提出する際には「」にチェックを入れてください。なお、新たに役員等が追加になる場合は、備考欄に「追加」と記入してください。削除の場合は記入する必要はありません。

#### (2) 建設工事/ 測量・建設コンサル等/ 物品等/ 管理」について 登録業種の「」にチェックを入れてください。

### 2. 名簿に記載を要する役員の範囲について

(1) 法人の場合は、非常勤を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、その他の団体にあつては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等を記入してください。

(2) 個人の場合は、その事業主並びに支配人及び営業所の代表者を記入してください。

※ (1) (2) とも、「支配人及び営業所の代表者」については、能美市との契約締結の権限を有する者が対象です。

### 3. その他

(1) 名簿の記入欄が足りない場合は、複数枚提出してください。

(2) 生年月日の年号及び性別については、次のようにアルファベットで記載してください。  
年号 … 大正：T 昭和：S 平成：H  
性別 … 男性：M 女性：F

(3) 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。

(4) 提出者については、法人の場合は代表権を有するものを記名（支店長、営業所長等による記名は認めません。）してください。

収集した個人情報については、暴力団員等の有無の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

《参考》能美市暴力団排除条例 抜粋

(市の事務事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等の市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。